

特記仕様書

- 1-1 受注者は、岐阜県建設工事共通仕様書に基づき施工するものとする。
- 1-2 本工事の交通規制は、原則夜間開放とし、やむを得ず夜間通行規制とする場合は、発注者と協議する。
- 1-3 現地の状況について、綿密な事前調査を行い、施工すること。また、鉄蓋等の高さの調整をすること。
- 1-4 産業廃棄物の適正処理について
受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認しなければならない。
- 1-5 交通誘導員・保安要員の配置指定
交通誘導員については、一般交通に支障のないよう配置すること。配置人員については延べ78名を計上している。
- 1-6 環境配慮事項
受注者は、本業務の遂行における作業全般にわたって環境への配慮に努めるものとする。
 - (1) 本業務の移動・運搬においては、合理化・効率化を図るとともに、低公害型の手段を用いること。
 - (2) 本業務において、管渠内の清掃及び美化に努めること。
 - (3) 排出された廃棄物を適正に処理すること。
 - (4) 消耗品の使用にあたっては、環境への負荷の少ないものを選定すること。
 - (5) 提出書類等には、エコマーク商品等の環境に配慮した商品を積極的に使用すること。
 - (6) 再生品の使用を推進すること。
 - (7) その他受注者が行っている環境配慮行動を実施すること。
- 1-7 妨害又は不当要求に対する通報義務
 - (1) 受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。
 - (2) 受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

- 1-8 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)(平成12年法律第104号、以下「法」という)の対象工事である旨の明示についてこの工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象工事です。よって、法第9条に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事です。また、落札者は落札後、法第12条及び法第13条の手続きが必要となりますので、工事担当課と協議のうえ、諸手続をしてください。
- 1-9 工事实績データ作成、登録
受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システム((財)日本建設情報総合センター)に基づく、入力システム((財)日本建設情報総合センター)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、登録期間に登録申請しなければならない。
また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなくてはならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。
- 1-10 その他
舗装工事が予定されている範囲のマンホールについて、舗装施工者と事前打ち合わせを実施の上、マンホール蓋更新工事を行うこと。

多治見市下水道用鑄鉄製マンホールふた 特記仕様書

令和 8年 6月 16日

1. 適用範囲

この特記仕様は、本市が使用する下水道用鑄鉄製マンホールふた（呼び600（以下「マンホールふた」と言う。））に適用し、その種類は次のとおりとする。

2. 種類

種類	荷重仕様	使用箇所*2	備考
新次世代型ふた (2024技術マニュアル*1準拠)	T-25 車道幅員5.5m以上 ※5.5m未満であっても大型車両の通行がある、交通量の多い道路及び拡幅計画道路はT-25とする	① 合流区域等、管路内の圧力の影響を受け易い場所 ② 国道、県道及び片側2車線の市道 ③ 腐食環境下の場所	<u>その他、蓋の種類による使用箇所については、道路の状況及び蓋の価格等を考慮し、適宜使い分けをするものとする。</u>
次世代型ふた (2007技術マニュアル*2準拠、または、建設技術審査証明の取得)	T-25とする	① 上記以外の車道	
デザインふた (JSWAS G-4準拠)	T-14 車道幅員5.5m未満及び歩道 ※5.5m以上であっても、団地等の区画道路部分は、T-14とする	① 歩道 ② デザイン性が求められる場所	

*1 (公財) 日本下水道新技術機構発行『アセットマネジメントの実践に向けた次世代型マンホール蓋技術マニュアル』(2024年6月発行)を示す。

*2 (財) 下水道新技術推進機構発行『次世代型マンホールふたおよび上部壁技術マニュアル』(2007年3月発行)を示す。

3. 性能項目

3-1. 新次世代型ふた

次世代型ふたについては、(公財) 日本下水道新技術機構発行の『アセットマネジメントの実践に向けた次世代型マンホール蓋技術マニュアル』(2024年6月)(以下、「2024技術マニュアル」という。)に準拠した性能とする。なお、防食性能については、硫酸浸漬試験(傷あり、pH1)の条件も実施すること。

3-2. 次世代型ふた

次世代型ふたについては、(財)下水道新技術推進機構発行『次世代型マンホールふたおよび上部壁技術マニュアル』(2007年3月発行)(以下「2007技術マニュアル」と言う。に)に準拠した性能、または『建設技術審査証明』を取得したものとする。

3-3. デザインマンホールふた (JSWAS G-4準拠型)

デザインマンホールふたについては、日本下水道協会規格(JSWAS)G-4に準拠した性能とする。

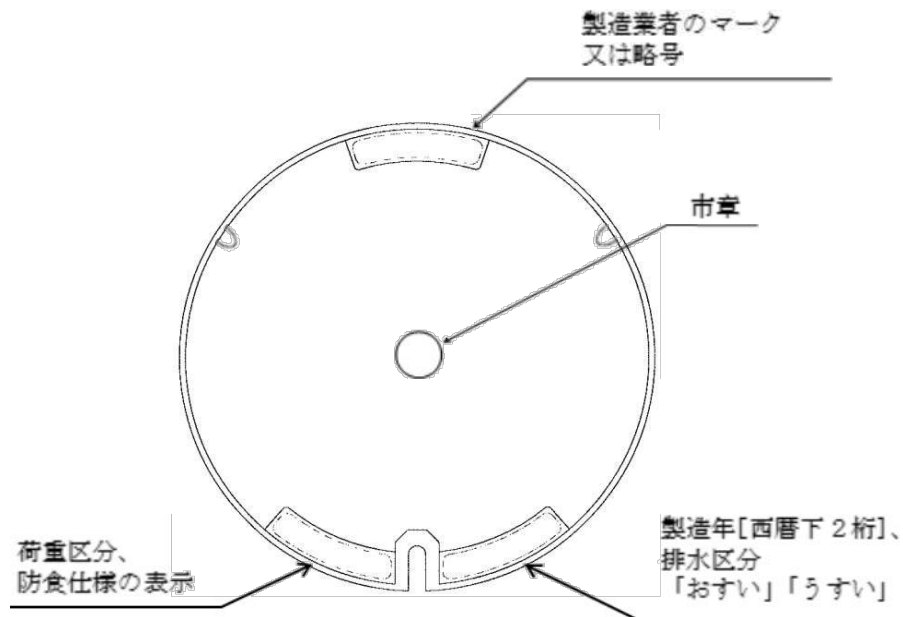
5. 性能確認項目

2007及び2024技術マニュアル性能及び試験項目

性能分類	要求性能	性能区分	試験項目	2007年版 次世代型マンホール蓋	2024年版 次世代型マンホール蓋	
安全性	耐がたつき性能	初期性能	交互荷重試験	交互揺動量0.5mm以下	交互揺動量0.5mm以下	
		限界性能	輪荷重走行試験	15年に相当する回数（50万回） においてもがたつきなし	30年に相当する回数（103万回） においてもがたつきなし	
	耐荷重性能	初期性能	荷重たわみ試験 耐荷重試験	たわみ2.2mm以下 700kNで破壊なし	たわみ2.2mm以下 700kNで破壊なし	
			発生応力度試験	発生応力235N/mm ² 以下	発生応力235N/mm ² 以下	
	耐スリップ性能	初期性能	滑り抵抗試験	滑り抵抗値0.60以上	滑り抵抗値0.60以上	
		限界性能	滑り抵抗試験	15年に相当する摩耗量（3mm）に おいても滑り抵抗値0.45以上	30年に相当する摩耗量（6mm）に おいても滑り抵抗値0.45以上	
	圧力解放性能	初期性能	圧力解放性能試験	0.1MPa以下で解放	0.1MPa以下で解放	
		限界性能	蓋解放力測定試験 （輪荷重走行試験時）	—	30年に相当する走行回数後におい ても0.1MPa以下に相当する圧力で 解放	
	蓋浮上性能	初期性能	浮上高さ 蓋浮上時/浮上後の走行性	蓋開錠/蓋の逸脱なし	蓋開錠/蓋の逸脱なし	
			傾斜設置での施錠性/蓋収納性	蓋開錠/蓋の逸脱なし	蓋開錠/蓋の逸脱なし	
	耐揚圧強度	初期性能	耐揚圧荷重強度試験	0.1MPaの2倍に相当する力以上、 106kN以下で錠破壊	0.1MPaの2倍に相当する力以上、 106kN以下で錠破壊	
			耐揚圧圧力解放試験	錠/ちょう番部品に破壊なし	錠/ちょう番部品に破壊なし	
	転落防止性能	初期性能	転落防止装置耐揚圧試験 転落防止装置耐荷重試験	転落防止装置の脱着/破壊なし	転落防止装置の脱着/破壊なし	
	維持管理性	蓋の開放性能	初期性能	蓋の開放性確認試験	開閉器具で開蓋可能	開閉器具で開蓋可能
			限界性能	蓋解放力測定試験 （輪荷重走行試験時）	—	30年に相当する走行回数後におい ても0.1MPa以下に相当する圧力で 解放
		蓋の脱着・逸脱防止性能	初期性能	脱着性、逸脱防止性試験	逸脱なく転回/旋回可能	逸脱なく転回/旋回可能
	不法開放防止性能	初期性能	不法開放防止性確認試験	開閉器具以外では容易に開放操作 を行えない	開閉器具以外では容易に開放操作 を行えない	
			施錠強度確認試験	錠の破壊強度が基準値以上である こと	錠の破壊強度が基準値以上である こと	
防食性能	防食性能	限界性能	硫酸浸漬試験（傷なし）	—	30年に相当する浸漬条件におい ても赤錆の発生がないこと	
		硫酸浸漬試験（傷あり）	設定なし	30年に相当する浸漬条件におい て一般塗装と比較し、溶出鉄イオン 量が1/2以下であること		
その他の基本的な性能	施工性能	初期性能	枠変形防止確認試験	楕円度0.1mm以下	楕円度0.1mm以下	
		傾斜施工試験	無収縮モルタルが漏れ/未充てん なく施工可能	無収縮モルタルが漏れ/未充てん なく施工可能		
	材質	初期性能	材質試験（Yブロック）	基準値を満足	基準値を満足	
			材質試験（実体材質）	基準値を満足	基準値を満足	

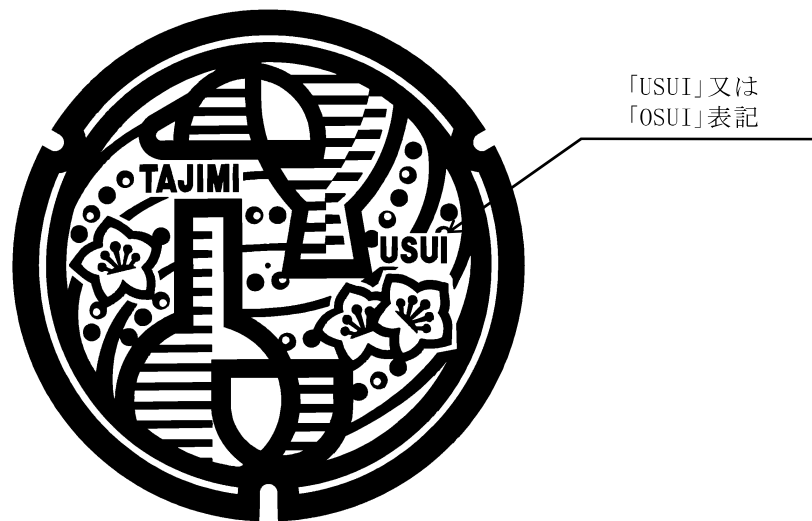
6. 表示

6-1. 新次世代型及び次世代型マンホール蓋（例）



6-2. デザインマンホール蓋（例）

デザインマンホール蓋については「おすい」「うすい」等の文字の種類を本市担当者の指示に従い設置すること。



本市指定デザイン

7. 疑義

以上の事項に該当しない疑義については協議の上決定するものとする。